

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団種目団体育成補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、松山市におけるスポーツの普及及び振興を図るため、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が設置するスポーツ団体振興協議会（以下「協議会」という。）に加盟する種目団体（以下「団体」という。）に、財団が補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、財団は予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 各種スポーツ行事の開催
- (2) 各種スポーツ大会等の参加
- (3) スポーツ団体等の育成

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な直接経費で、次の各号に掲げる経費とし、その基準は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 報償費 講師・審判員等への謝金、参加賞等の購入
- (2) 旅費 大会等参加旅費
- (3) 需用費 消耗品費、食糧費等
- (4) 役務費 通信運搬費、保険料等
- (5) 使用料及び賃借料 会場借上料等
- (6) 会議費 事前打合せ経費等
- (7) その他の経費 理事長が特に認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、理事長が認めた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、理事長に補助金交付申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 振興助成事業費の交付決定を受けた団体は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、振興助成事業費の額に影響を及ぼさない変更についてはこの限りでない。

(1) 振興助成事業の振興助成事業費の額を変更しようとするとき

(2) 振興助成事業の内容を変更しようとするとき

2 理事長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更することができる。

(実績報告)

第8条 団体は、補助事業を完了したときは、その日から1か月以内に（ただし、年度末の場合は、翌年度4月10日までに）実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の交付時期及び方法)

第9条 補助金は、前条の規定による報告書等に基づき、補助事業が申請どおり実施されたことを確認した後に交付する。

2 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 理事長は、団体が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は補助金の交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第11条 団体は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

(委 任)

第12条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。